	T
現行	改正後
水戸北スマートIC地区協議会 会則	水戸北スマートIC地区協議会 会則
(名称)	(名称)
第1条 本会は、「水戸北スマートIC地区協議会」(以下「協議会」という。) と称する。	第1条 本会は、「水戸北スマートIC地区協議会」(以下「 <u>地区</u> 協議会」という。)と称する。
(目的)	(目的)
第2条 協議会は、水戸北スマートICの安全かつ円滑な設置及び管理・運営	第2条 地区協議会は、スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱(令
について、関係機関と協力・連携しながら検討・調整を行うことを目的とす	和元年9月30日国道高第102号国土交通省道路局長)に基づき,水戸北スマ
る。	<u>ートインターチェンジ(以下,「スマートIC」という。)の供用後も継続し</u>
	てその管理・運営形態等について, 定期的にフォローアップすることを目的
	<u>とする。</u>
(検討・調整事項)	
第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる検討・調整を行	第3条 地区協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の検
う。	討・調整を行うものとする。
(1) 当該 I Cの社会便益に関すること。	(1) スマート I C の社会便益に関すること。
(2) 当該 I C及び周辺道路の安全性に関すること。	(2) スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること。
(3) 当該 I C の採算性に関すること。	(3) スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
(4) 当該 I Cの構造及び整備方法に関すること。	(4) スマートICの構造及び整備方法に関すること。
(5) 当該ICの管理・運営方法 (開放時間の制限及び利用車種の制限を含	(5) スマートICの管理・運営方法に関すること。
む)に関すること。	(6) スマートICの利用促進方策に関すること。
(6) 広域的検討結果の反映に関すること。	(7) スマートICに係る広域的検討結果の反映に関すること。
(7) その他当該 I C の設置・管理・運営する上で必要な事項(供用後のフォ	(8) その他スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項に関するこ

と。

ローアップによる見直しを含む)に関すること。

(組織等)

- 第4条 協議会は、会長、副会長及び委員(以下「委員等」という。)並びに監事をもって構成する。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員は、別表に掲げる者により構成する。
- 4 監事には、茨城県土木部道路建設課課長補佐(事務総括)及び水戸市建設部建設計画課長の職にある者をもって充てる。

(会長、副会長及び監事の職務)

- 第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第6条 委員等及び監事の任期は、協議会の目的が達成されたときまでとする。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 協議会の開催及び運営に関する基本的事項に関すること。

- (9) スマートICの供用開始後における社会便益,安全性,利用交通量,管理,運営形態,利用促進方策等についてのフォローアップに関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために地区協議会が認める事項。

(組織等)

第4条 地区協議会は、別表に掲げる者(以下「委員等」という。)により構成する。

なお、委員の了解が得られれば、随時追加削除できるものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 監事には、茨城県土木部道路建設課課長補佐(事務総括)及び水戸市建設部 建設計画課長の職にある者をもって充てる。

(会長,副会長及び監事の職務)

- 第5条 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 2 会長は、地区協議会の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、地区協議会の会計を監査する。

(任期)

第6条 委員等の任期は、地区協議会の存続期間とする。

(会議)

- 第7条 地区協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 会則の改廃に関すること。
  - (2) 協議会の開催及び運営に関する基本的事項に関すること。
  - (3) 第3条に定める事業内容に関すること。

- (3) 第3条に定める検討・調整事項に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。
- 4 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者 を出席させることができる。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めたときは、委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

- 第8条 協議会の事務を処理するため、水戸市市長公室交通政策課に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長には、水戸市市長公室交通政策課長の職にある者をもって充て る。
- 4 その他の職員は事務局長が任免する。
- 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第9条 協議会の運営に要する経費は、茨城県及び水戸市からの負担金並びに その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第10条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(雑則)

- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- <u>4</u> 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を 出席させることができる。
- <u>5</u> 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決すると ころによる。
- <u>6</u> 会長は、必要があると認めたときは、委員等以外の者の出席を求め、意見を 聴くことができる。

(事務局)

- 第8条 <u>地区</u>協議会の事務を処理するため、水戸市市長公室交通政策課に事務局 を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長には、水戸市市長公室交通政策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 その他の職員は事務局長が任免する。
- 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第9条 <u>地区</u>協議会の運営に要する経費は、茨城県及び水戸市からの負担金並びにその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<del>(解散)</del>

第10条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が別に定める。

付 則

この会則は、平成21年8月10日から施行する。

付 則

この会則は、平成25年2月6日から施行する。

付 則

この会則は、平成27年9月15日から施行する。

付 則

この会則は, 平成29年4月28日から施行する。

付 則

この会則は, 平成30年6月21日から施行する。

第10条 この会則に定めのない事項,又は疑義が生じた事項については,地区協議会で協議の上,処理するものとする。

付 則

この会則は, 平成21年8月10日から施行する。

付 則

この会則は、平成25年2月6日から施行する。

付 則

この会則は、平成27年9月15日から施行する。

付 則

この会則は, 平成29年4月28日から施行する。

付 則

この会則は, 平成30年6月21日から施行する。

付 則

この会則は、令和年月日から施行する。

			改正後			
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)		
水戸北スマート I C地区協議会 委員等名簿		水戸北スマートIC地区協議会 委員等名簿				
・学識経験者				・学識経験者		
所 属	役 職	氏	名	所 属 役 職	氏	名
茨城大学	名誉教授	山形	耕一	<u>茨城大学</u> 名誉教授	<u>Ш</u>	稔
茨城大学 大学院 理工学研究科 都市システム工学領域	教 授	山田	稔	茨城大学大学院 理工学研究科 都市システム工学領域 教 授	平田	輝満
・利用者				・利用者		
所属		役	職	所 属	役	職
水戸商工会議所		副	会 頭	水戸商工会議所		会頭
日立商工会議所		会	頭	日立商工会議所		頭
成里町商工会		会	長	城里町商工会		長
一般社団法人茨城県トラック協会		会	長	一般社団法人茨城県トラック協会		長
株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ		総支	<b> 尼 尼 尼 尼 尼 尼 尼 尼 尼 </b>	ホンダモビリティランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ		総支配人
一般社団法人茨城県バス協会	社団法人茨城県バス協会		長	一般社団法人茨城県バス協会		長
<ul><li>警察(次の表に掲げる職にある者をもって充てる。)</li></ul>				・警察(次の表に掲げる職にある者をもって充てる。)		
所属		役	職	所属	役	職
茨城県警察本部 交通部 交通規制課		課	長	茨城県警察本部 交通部 交通規制課		長
茨城県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊		隊	長	茨城県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊		長
茨城県警察 水戸警察署		交	通官	茨城県警察 水戸警察署	交 ì	通 官
・関係行政等機関(次の表に掲げる職にある者をもって充て	る。)			・関係行政等機関(次の表に掲げる職にある者をもって充てる。)		
所属		役	職	所属	役	職
国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課		課	長	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課	課	長
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所			所長	国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所	事務所長	
東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総合企画調	<u> </u>	課	長	東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総合企画課	課	長

東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業統括課	課長
東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸管理事務所	所 長
東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸工事事務所	所 長
茨城県 土木部 道路建設課	課長
茨城県 土木部 水戸土木事務所	所 長
水戸市 市長公室	公室長
水戸市 建設部	部 長
常陸大宮市 建設部	部 長
那珂市 建設部	部 長
城里町 都市建設課	課長

那珂市 建設部	部長
常陸大宮市 建設部	部長
水戸市 建設部	部 長
水戸市 市長公室	公室長
茨城県 土木部 水戸土木事務所	所 長
茨城県 土木部 道路建設課	課 長
東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸工事事務所	<del>所 長</del>
東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸管理事務所	所 長
東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業統括課	課長